

平成 26 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成26年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月25日(火) 午後2時00分から午後3時55分まで

2 場 所 旧市民体育館第1会議室

3 出席委員

瀧川紀幸委員長 馬場順一委員長職務代理者 川口保子委員
花田香織委員 原田純一委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

夏目道弘教育部長
小林義明教育総務課長
原田隆行学校教育課長
鈴木隆司生涯学習課副課長
請井浩二文化課長
山内祥二文化課参事
加藤貞亨文化課参事
原田栄司スポーツ課係長

5 書 記

櫻本泰朗教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議 案

第2号議案 新城市立学校管理規則の一部改正について（教育総務課）

第3号議案 新城市立学校の校長に対する事務委任等に関する規則の制定について（教育総務課）

第4号議案 新城市教育委員会決裁規程の一部改正について（教育総務課）

第5号議案 新城市学校事務の共同処理の実施に関する規程の制定について（教育総務課）

第6号議案 新城市公民館分館長の任命について（生涯学習課）

第7号議案 新城市文化財保護審議会委員の任命について（文化課）

第 8 号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員の任命について
(文化課)

第 9 号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の任命について
(文化課)

第 10 号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館学術委員の任命について
(文化課)

第 11 号議案 新城市スポーツ推進委員の任命について (スポーツ課)

日程第 4 協議・報告事項

- (1) 3 月定例会市議会の概要について (教育部長)
- (2) 私立高等学校等授業料補助金交付要綱の改正について (教育総務課)
- (3) 共育啓発カードの配布について (生涯学習課)

日程第 5 その他

- (1) 平成 26 年度教育委員会会議の日程について (教育総務課)
- (2) 児童・生徒の忌引きの扱いについて (学校教育課)
- (3) 25 年度末退職者への感謝状贈呈式 (学校教育課)
3 月 31 日 (月) 午前 11 時から 旧体育館第 1 会議室
- (4) 26 年度教育委員会辞令交付式 (教育総務課)
4 月 1 日 (火) 午前 8 時 20 分から 旧体育館第 1 会議室
- (5) 26 年度発令通知式・補職辞令交付 (学校教育課)
4 月 1 日 (火) 午前 10 時 30 分から 旧体育館第 1 会議室
- (6) 教育部歓送迎会 (生涯学習課)
4 月 1 日 (火) 午後 6 時 清月

○委員長

それでは、定刻となりましたので、3月の定例教育委員会の会議を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

○委員長

日程第1 前回会議録の承認ということで、皆様のお手元に事前に2月の定例の議事録が配付されていると思いますが、御異議はございませんでしょうか。それでは、署名をお願いいたします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

○委員長

それでは、日程第2 教育長報告。和田教育長、お願いいたします。

○和田教育長

お願いします。今年は桜の開花が大変遅かったわけですが、昨日体育館の北東の角の桜が咲き始めました。新城の開花宣言というふうに思うわけですが、八名の今水桜は、今が満開です。ぜひ見ていただけたらと思います。

3月の新城教育ですが、お手元のプリントをご覧ください。卒業式が6日に中学校、それから20日に小学校で行われましたが、それぞれ感動的で厳かな式であったという報告を受けております。また、10日から新城市議会で一般質問等行われましたが、これにつきましてはまた教育部長のほうから報告がございます。それから19日に、公立高校の入試の発表がございました。作手校舎が、どれだけ合格するかと、入学するかというのが、最大の関心事でありました。というのも、存続条件として新城市内中学校からの入学者数が2年続けて20名を切った場合には、その翌年から募集停止するという条件がありますので、何としてもこの20名を越したいという願いを持っておりましたが、結果18名ということで、2名足りませんでした。来年度、何とか20名をクリアするという結果を出さないと、募集停止になってしまいます。これまで県教委に対しては何回となくいろいろ無理な願いをしてきており、これ以上はできないと思いますので、中高連携を生かすと同時に、やはり作手校舎を、この新城市、及び東三河地区にとっては大切な高校であるということを4月当初から進路指導等の中でしっかり周知していきたいと思っております。

それから24日に鳳来北西部地区から学校統合の要望書が提出されました。連谷、海老、鳳来寺、そして鳳来西が加わった4校統合委員会が設立されまして、統合委員会の総意として、「学校教育の最優先課題は、児童が最適な環境で教育を受けることができるかということで、4小学校の統合を進めていくことを地域の総意として決断しました」という形での要望を受けました。統合の期日が平成28年の3月末日、新しい学校が4月1日よりとの要望ですので、事務局としてもそれに沿っていき

に、また教育委員会としてもその方向で協議していただきたいというふうに思います。

それから同じく24日に、東陽小学校の通学対策事業成果報告が提出されました。東陽小学校区は大変広い学区であり、電車や徒歩で通学している児童が多いわけです。そうしますと、バスや電車の都合等で始業ギリギリだったり、間に合わなかったり、あるいは帰りの時間が制限されたりというようなことで、教育課程に影響が出てくることを何とか改善したいということで、昨年ですか、実験していただいた結果を基に、いろんな条件を聞きました。それで、私が学校の日課表を見てびっくりしたのは、放課というのは、1時間目と2時間目の間、2時間目と3時間目の間、それから昼放課、それから5時間目と6時間目の間と5つあるわけですが、そのうちの3つが5分放課ということで、低学年の子供、中学年の子供等にとって5分放課が3つもあるということは、非常に厳しい条件だなということを痛切に感じました。これについては検討していく必要があると思います。

それから、本日ですが午前中に新任、転任教諭が集まりまして、連絡会を行いました。来年度は新任の教諭が4名、それから事務、養護、栄養等で3名と、計7名の新任が入ります。それから都市交換で戻る先生方等でございます。そこで教育長の話としてしたことは、学校規模の問題として、文科省の学校教育法施行規則41条で標準規模というのがどれだけかということ、小中学校の標準規模は12学級から18学級だと。そうして考えてみると12学級以上の学校なんて新城市にどこがあるかということですが、小学校でいうと千郷小、新城小、東郷西小の3校、中学校でいうと千郷だけなんです。

しかし、それは地域に即した標準規模ということで、新城市の再配置指針では、小学校は学年1学級ずつの6学級規模をラインとし、それを切り、複式学級なったときには検討しましょうという形になってるわけですが、いずれにいたしましても人口減少と少子化の中で子供の数がどんどん減っていくというのが新城市の厳しい状況であります。そんな中で何とかそれを食いとめ、活性化できるような形になっていけたらと、また、学校統合してもそれが新しい広い学区の地域のともしびとしてなっていくような、いわゆるソフトの部分での検討が今後大変必要になると思います。

そして新しくみえた方々に、小規模なるが故の視点で、メリット3点、デメリット1点をお話しました。1つ目は、一人一人の子供に光を当てて活力を燃やすことができるということ。2つ目は、地域と連携ではなく一体となって教育を進めていけるということ。3つ目は、学校と地域を結びつける行事を大切にすることで、それが大きなエネルギーになるということ。それから4つ目は、デメリットで、少人数がゆえのデメリットを解消するためには、やっぱり子供同士も他校と協力してやってくと。あるいは先生方も人数が少ないところで切磋琢磨できにくいので、他校と一緒に現職研修するといった協働作業を進めてほしいと。これが新城市の現実であり、そこから明日を開く力が求められるというようなお話をさせていただきました。

それから今日この後、ロアノークとの俳句交流表彰があるわけですが、ロア

ノークというのは、アメリカの東海岸のバージニア州にあり、12年にわたって俳句交流が進められております。今年も新城市内の小学生、五、六年生から700句余が集まりまして、その中から選考されたものを英訳し、ロアノークの子供たちの英語の俳句を和訳して、それらを冊子にするという形で交流を進めています。こうした短詩型での交流といったものも、今後は声と顔を、そしてその背景の町がわかるようなものに発展できるといいなということを思います。それを世話してくださってる方々もかなり高齢化してきておりますので、次の一手をどういうふうにしていくかということが今後の課題ではないかなと思います。

それから22日土曜日に、西尾へ行きまして、3.11に我が子を亡くした、女川中学校の佐藤先生という方の講演があったので聞いてきました。大川小74名の子供たちが津波の犠牲になったわけなんですけども、以前に御紹介した、私も3.11から半年後に、報道が何としても納得できないので、現地に飛んで見てきて、「ぶっぼうそう」にそのルポを書いたんですけども、そのルポで、おかしいと。どこがおかしいってというのは、まず新聞の報道は学校の「近くの山」に避難しなかったって書いてあるけど、こんなの近くじゃないと。もう「すぐ裏」じゃないかと。

それは現地に確かめに行って、体育館の「すぐ裏の山」「学校の運動場の正面の山」「右端の山」「三角地点」と4つに分析してルポを書いたんですけれども、佐藤先生もまさに何ですぐ裏山に登らなかったのかという避難ルートの判断ミス、これを言ってみるんですよね。それから地震が起きてから避難し始めるまでの51分間、この間に意思決定がなぜできなかったんだという。この2つを言っているんです。委員会の最終報告は先週に出されたんですけども、このことにほとんど触ってない。だから、それはおかしいと思うんですけれども、やっぱり決断が遅かったというのは、何らかの、そこに人間の意思の作用、リーダーシップは誰がとったかとか、人間関係はどうなっていたんだとか、いろんな問題があると思うんですけども、そこには触れられていないようです。今週ベストセラーになっているみたいですね。「大川小学校の51分間のなぞ」ということで。

その後、私も新城へ戻り言いました。「半径300メートルの達人になれ」と。とにかく学校を中心として、地形、人文に詳しくならないと、いざというときの決断ができないということで、新城の小中学校から半径300メートルをまずは目指しています。そういった中で避難訓練のあり方についても、地震が起きたら、まず停電、放送が使えない。それから、もういろんなものが落ちて避難経路も狭くなって通れない。それから当然携帯電話は使えないというような状況の中でどうするかと。当然、予告なしですよ。そういった、南海トラフ等に備えた避難訓練のあり方といったものも、しっかりとそれぞれの学校で実施したいなということを思います。

最後ですけども、その他のところに書いてあります2点、1つは教育委員会制度の改革ということで、自民党と公明党、与党の最終案が先達て示されました。そんな中で教育の中立性・継続性・安定性と、これを維持するためにどうするかということ、新城市教育委員会なりに今後検討していく必要があると思いますし、市長も、やはり

そういったことは非常に大事なことなので、しっかりと検討して、新城でどうするかというものを示してほしいという意見もいただきました。そこで今後ですけれども、そこに書きましたように、市長と教育委員会との関わり、それから教育長と教育委員、教育委員会が執行機関として残されたこと、これはよかったと思うんですけども、その関わりをどうしていくかと。それから教育委員会議の持ち方もそうです。また教育行政大綱が首長主宰で総合教育会議という形で行われるようになるわけなんですけれども、この大綱策定と首長のあり方。それから教育委員会事務局についても専門性が非常に求められてきます。人事のあり方、それから何より大事なものは、新城教育の目指すもの、一体何なのかと。一応いろいろ教育方針等で示しておりますけれども、これが首長が変わっても、教育長が変わっても、不変として、不易のものとしてやってけるような、新城の「教育憲章」のようなものを、作成していけば、国の法律や制度等が変わってきても、新城教育の中立性・継続性・安定性は保たれていくのではないかと思いますので、今後、それも4月以降の教育委員会議の話題として考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから2点目は、先ほど東陽小学校の中でも話題にしました、通学についてですが、千郷小学校と鳳来中学校でも同じようなことがあるということで、これについても教育課程に支障のないような、通学方法を担保するというのも教育委員会の大事な仕事だと思いますので、それらについても検討を深めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それでは報告に関しまして、何か御質問とか御意見がございましたら承ります。

教育委員会制度の検討はまた、改めて時間をとってやるということでもよろしいですか。いろいろ課題が多いのと、どういうふうになっていくか、市町村ごとで、それぞれ変わってくるかもしれませんので、総論はみんな、しょうがないと言っても、各論は違うよという話もありますし、市長と教育委員会の中でもそういうことが出るかもしれないので、その辺はまた時を改めてやりたいと思いますので、よろしく願いします。そのほかで何かございますか。

○教育長

13日に高畑郁子画伯が来訪されますが、高畑郁子さんは日本画の大家です。約300号に近いような放下まつりの絵を新城市に寄贈していただきます。先生にも来て見ていただき、今のところ、それを文化会館の小ホールの入り口へ掲示するというような形で話が進んでおります。

○委員長

作手校舎の入学者は決まりましたか。それはまだわからないんですか。

○教育長

合格発表があったばかりなので、今手続をしているところだと思います。

○委員

2点、まず高校入試が何事もなく無事に終わったかどうか。それから、中学校の卒業式ですが、嘗て大丈夫かなって心配した時期がありました。本年何事もなく終わったかどうか、その2点、どうでしょうか。

○学校教育課長

高校入試につきましては、それぞれ希望のところに行けたと聞いております。それから中学校の卒業式ですけども、インフルエンザが少し前に流行しまして、学級閉鎖もありましたが、式そのものについては、滞りなくできたということで、卒業証書を渡せなかったとか、そういったことはなく全員無事に卒業できたと聞いております。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい、そのほか。

○委員

高校入試のことですが、新城東とか、新城高校とか定員割れはなかったですか。

○学校教育課長

新城高校では、二次募集をしております。あとはないです。

○委員

作手高校も定員割れはなかったですか。

○学校教育課長

作手高校はオーバーしています。

○委員

作手高校オーバーですか。

○学校教育課長

40名合格してますので、二次募集しておりません。

○委員

先ほど作手校舎は18名と。

○学校教育課長

それは、新城市内からの入学者数です。

○委員長

なので、滑った子供たちもいます。

○委員

そういうことですか。

○学校教育課長

ええ、他所から来た子たちが入っています。

○委員

はい、すいませんでした。

○委員長

そのほかは、ないでしょうか。

よろしいですかね、そういうことで。

○委員

自治区の交付金事業で東陽小学校が取り組みました資料をご覧ください。学校日課の正常化と通学対策についての考察をまとめたものです。表紙が1ページからついていますが、最後の2枚がダイジェスト版になっていますので、全部読むのはちょっと大変だなという方は、一番後ろの2枚だけでも見ていただくとありがたいです。私どもがどんなことに問題意識を持って、どういう解決の方法を望んでいるかということをおわかりいただけたらと思います。子供の減り方、電車の待ち時間、1・2年生が1人で帰っているという状況が図からわかるようになっております。

○委員長

はい。大変な時間がかかりましたか。

○委員

かかりました。

○委員長

そのほか、何かありますか。

それでは、先に進ませていただきます。

日程第3 議案

○委員長

日程第3、第2号議案へ移ります。第2号議案、新城市立学校管理規則の一部改正について教育総務課お願いいたします。

○教育総務課長

はい。よろしく申し上げます。関連がありますので、2号議案、3号議案、4号議案、5号議案まで、まとめて、1つのことをするために4つを同時に改正するという形になります。

それでは今回の動きについて、表でまとめてありますので、1枚はねてください。平成26年度新城市共同実施組織ブロック会という絵があります。これについて現在、各学校に1名ずつ配置をしてあります事務職員ですが、学校の事務を担当しております。そのため配置が新人でもベテランでも同じことをすることになっております。経験年数の浅いものについては、トラブルがあっても自分だけで解決できないので、他校の先輩職員とか、事務長さんに指導をしてもらって対応しているということで、そのため、任意で応援に出かけたりまた事務職員の間で勉強会をやったりということをしています。今回、そういうのも少し解決をするということで、市内を4ブロックに分けて、ブロック長というものを決めて、職制の高いもの、事務長であったり、主査等を中心にこれらを組織化して、しっかりとした規定に載せて、共同処理をやりたいという動きが持ち上がりました。これは新城市だけではなく、県下一斉であり、

今回こういう提案をさせていただきます。内容としては、共同に事務をこなすことができる、この組織を作って、職員間の総合の情報交換、事務の合理化を今後進めていきたいというのが、大きな目標であります。現在のブロック長は、グループの下の者から相談受けて、その助言という程度であります。今後、この組織化をすることによってブロック長が各学校へ出向いたり、1カ所に皆さんが集まって事務をしたり、または、あるAブロックの、例えば東郷西小学校の事務さんが、予算執行の関係をほかの学校のを請け負ったりというようなことを行うということです。今現在ではできない状態にあります。ですので、ある意味では、イメージとしては我々で言う係ですね。教育総務課の中に庶務係、施設係がありますけども、係長を置いて、その一つの係で、共同でいろんな事務をやるっていう、組織になっていますけど、そういった事務を共同で処理していくという組織をつくっていきたいということです。

それから校長の事務も委任を受けて、今まで以上にすることもできる。その先には、今現場の先生たちが行っている事務を、もう少し事務さんが請け負って、学校事務がもっと合理化を進めていけたらいいのではないかといいことも言っております。

今回、この改正が、共同処理の組織をつくるということと、もう一つ伏線がありまして、事務職員の職制のあり方があります。この県職員の事務の職制ですが、以前は事務さんの場合は、主事、主任から主査、それから事務長という職制があります。事務長さんというのは、最初は課長補佐待遇でありまして、数年前までは事務長さんの中で年数を経験されると、最後は課長職待遇ということがあったそうです。それが数年前から合理化の関係で、課長職へは上がらない。課長補佐待遇までで、自然に上がるという形がなくなったということでもあります。その後、事務組合から待遇改善を求める声があがり、その結果、誰でもその年数が経てばなるのではなくて、特に優れた者を、課長職待遇にするということになったそうです。

それでは、特に優れた仕事をするというのは、やはりその単独の事務を1つの学校でやっているだけでは職制としてはだめだよと。他の職員を含む監督をしたり、指導をしたりとか、責任を持たすような組織を作りなさいよというのが、この県教委の回答です。今回このブロックっていうものとあわせて、職制についても伏線がありますので、このブロック組織をちゃんと例規に載せる。それからきちんと運営をし、そこを管理する。指導をするという総括事務長という、事務長の中でまた総括するという職制を作ることによって、課長職として、これは県のほうの事例ではありますけども、認めていこうということです。事務さんの中ではずっと検討されてきたことですが、ここに来て、今年度末までにやりたいという相談がありましたので、教育委員会の方でちゃんと例規を通すということで進めていきたいと思っております。

では、具体案については次のページをめくって下さい。4月以後変化する内容ということで、組織としては主事、主任、主査、事務長から総括事務長という形の職制が1個できます。これについても誰でもなれるというわけではないのですが、事務長の中で優れた者が県の辞令において総括事務長に任命されるということです。校長権限についても、今は校長の権限を受けたら所属校長の権限、人事管理、服務監督、旅行

命令、手当認定についてはそれぞれ所属校長、それから手当等は事務長という形でありますけども、今後はブロック長がそれぞれの別表も委任を受けることができるということで、例規に載せることによって幅広く事務長またはそのブロック長が、それぞれの担当するところの事務さんに対しても、こういったことが、指導、監督、それから実際に命令ができるということになります。今までの説明ですと、具体的に進んで、これから進めることでありますので、イメージ的に湧かないところがあるのですが、これを受けまして新城市のほうの規則等の改正を行います。まず2号の管理規則のところにおきましては、先ほど言いました総括事務長職という職がありませんから、これは先ほどの県教委の意向に呼応するというので、新城市の学校管理規則の1号を改正する規則ということで、23条1項に総括事務長という職制を入れます。あとその次のところは、23条の2項の2号中、主事を主任に改めるということについては、これは今までに誤りがあったものを合わせて直すということになりました。今回つけ加えたのは、その23条の1項の総括事務長項目の欄であります。次の新旧表を見ていただくと、23条のところでは1項で、総括事務長を追加しております。

同じく次の、議案第3号、新城市立学校の校長に対する事務委任に関する規則の制定ということですが、新たに制定をするというものであります。これは今回の一番大きなものは、第4条の事務の共同処理ということに入れる目的がありますが、今まで校長への事務委任という部分が、県教委から市の教育委員会に教育に関しての事務委任を受け、市の教育委員会は教育長に対して教育の遂行のための事務委任をし、その一部をまた校長へ委任をするということになっております。そこについての明記がしてありませんでしたので、今回きっちりするというので、まず校長への事務委任をやるため2条であげてあります。さらに総括事務長等へについても、校長が受けた教育に関する事務委任をさらに総括事務長への委任をすることができるということが第3条になります。さらに事務の共同処理ということで、各学校で行っていた事務処理を事務の共同処理組織をつくり、そこに処理させることができるという流れが第4条になります。そういった形で市教委からどんどん下がっていき、最後に事務の共同処理までという法整備をしたいというのが、議案第3号であります。

同じく議案4号であります。これは新城市教育委員会決裁規程の一部改正であります。今回の改正に伴いまして、今現在5条中、課長等となっておりますので、その課長等の等について、特に前後で説明をしておりませんでしたので、課長等というのを明記し、課長というのは、課長、幼稚園長、校長ということを整理をいたしました。逆に6条中に課長というのを、以下課長等ということに改めるということで、これについては特に今までの表記の仕方が誤ったということで今回に合わせて改正をさせていただきます。

新旧表をめぐっていただきまして、議案第5条、これが今回一番大きなものでありまして、新城市学校事務の共同処理の実施に関する規程の制定ということであります。内容については、先ほどのブロック等の指定を行い、共同実施組織を設置をするというものであります。特に3条の第4項、ブロック長は次に掲げる事務を司るというこ

とで、総括事務長または事務長、人がいなければ主査になる可能性もありますが、ブロック長は共同実施組織の事務の総括処理をすること、共同実施組織の事務の振り割をすること、それからそこに所属する職員の指導、育成及びサービスの管理に関すること、これをブロック長の仕事といたします。その次にも共同実施組織の職員は、共同実施組織における事務について情報の共有及び効率的な処理に努めるものとするということで、今回の大きな目標となっております。それぞれ、あとは共同実施組織の事務、決裁方法、それから職員の身分、職員を含む監督という事項に続きまして、第8条の学校事務推進委員会、今後その共同処理は、いずれにしても事務さんとの自主運営的なところもあるのですが、外部的にいろいろそれについて意見をしたり、いろいろな問題が出てきたものについて実質的に詳細に検討するため、これから決定する組織として、学校事務推進委員会というものを立ち上げます。そのメンバーとしては教育委員会の職員、校長会から校長先生、それからブロック長、その他教育委員会が必要と認める者であります。この委員会の委員の組織をするとき、一応15人ということにしましたが、じゃあ何を想定してるかということではありますが、例えば今現在は教育委員、学校長、ブロック長ということではありますが、今後例えば事務合理化を考えていくときに、ただ単に共同処理の事務の仕事だけではなくて、学校における給食であったり、放課後対策であったりとか、そういうものをやるときに、みんなが寄ってするためには、こういう会議も使えるのかなというのも、ちょっと含みがあります。いずれにしろ横の連携をするときに学校には事務だけではなく、栄養士の先生であったりとか、それから養護の先生であったりとか、そういうとこの横串を入れる意味では、単に共同処理の委員会だけではなくて、ということちょっと人数の幅も広げるということで、15人以内という形にしています。その推進委員会の委員長については、校長会の会長さんという形にきつとなろうかと思えます。

とりあえず一通り話をさせていただきました。一度ここで切らせて、質問を受けたいと思いますので、御審議よろしく申し上げます。

○委員長

はい、ありがとうございました。

多少わかりにくいかと思しますので、御質問を承りたいので申し上げます。

○委員

ちょっと確認ですけどいいですか。これは新城市だけじゃなくて、県下全域にこういうような組織が新たに行われるという、そういうことですよ。

○教育総務課長

はい。豊橋なんかであれば、もう既にこういう形で例規に載せて進んでいるそうです。全体的にはまだないことで、やはり総括事務長という部分がちょっと前提にあるものですから、これにあわせるという形で県下どこもやっているようです。若干規程でやるのか、規則でやるのか、要項でやるのかという違いはあるそうではありますが、うちとしては基本的なものは規程で、規則、規定の修正を行い、実際の運営については要項、ガイドラインで進めていきたいというふうに考えています。

○委員

今現在、事務長は何人いて、それで新城市の場合に、総括事務長になるような人物が何人いるのか、ざっとでいいので教えてください。

○教育総務課長

はい。事務長は3名。

○学校教育課長

総括事務長は、3名ですね。

○教育総務課長

3名ですね。今現在事務長が4名です。

○学校教育課長

退職するので、長谷川さん、天野さん、それから本田さんと中嶋さんの4名。

○教育総務課長

今現在3月までで4名です。

○教育総務課長

はい。今度は来年、まだ内辞の段階だと思うのですが、該当者1名ということです。

○教育総務課長

もう一つ、補足ですが、先ほど言ったように以前は年数が経つと課長職もという例のあれですね。これは今、年齢では定年間際の事務長さんは、上に上がってます。その方は2名おられます。現在もう少し若い50代半ば以前ぐらいの方が事務長さんですが、課長職には上がれない状態という状況です。今後、そういう方が対象になっていくと思います。

○委員

要するに給料が変わると、そういうことなんですね。

○教育総務課長

はい。仮に、もう既に事務長だけど課長職の方に対して、当然後から総括事務長になった方がいれば総括事務長が市の統括っていうことになると思います。

○委員

まだちょっと実際に運用されていないので、イメージが湧かないのですが。

○教育総務課長

最終的には、統括事務長が1人とは限らず、現在の該当者1名程度になるであろうということではありますが、最終的には、例えば大きな団体であれば、もうその方がもう最初から3名、4名、5名っていうことはあり得ます。なので一応そのブロック長は、統括事務長という形になっているのですが、うちは統括事務長1人であれば、あとの3ブロックは事務長代理、それも配置の関係があるもんですから、統括事務長がAブロック、Bブロックに2名の事務長がいて、C、Dには事務長がいないっていうケースがあります。その場合もっと若い方っていうことはあり得ますので、そういった場合は主査ということになります。あまりそれを固定してしまうと人事異動に大分影響が出るということで、それはちょっと考えないといけないということでありました。

○委員

こういうような要望が事務職のほうからも出たというのは、例えば大規模校と小規模校ってというのは、職員の数も違いますよね。当然事務処理量が違ってくる。そういうようなものの、どちらかというところ、職務を公平にするとか、そういうようなこともあるわけですか。

○教育総務課長

具体的にそこら辺の話は、私は聞いておりませんが、やはり小規模校、大規模校だからというよりも、新人、我々が接していてもそうですが、事務長さんと呼ばれる方の経験年数ある方ならどのところへ行かれても、上手くやっていますが、若い1年目の、2年目の職員がぽっと入ってきたときに、聞く人が学校の中の先生に聞かなければいけない。そうするとなかなかいろんなものが相談しづらいと。ですから、今は地域の事務長さんに聞いてやっていただいているのですが、より合理化をするために、まず1つとして事務さんの中では、そういう自分たちのスキルアップになるっていうことはあると思います。

○委員

今までも新任の事務職員が入ってきたときは、近くのベテランが行って教えてはいたんだけど。

○教育総務課長

でも、あくまでもそれは、教える段階で、変わって事務を行うことができないということで、今度は変わってできるということになります。

○委員

なるほどね、それを変わってやれること。そこが違ってきたんですね。

○教育総務課長

はい。大きく違うのは、そういう権限を与えるということです。ブロック内は、兼任辞令を出すので、誰かが病気休暇したときに、今は実際にできないことが、その仕事を持ってきて、それを違う学校でやるということが可能になるという話です。

○委員

そのブロックの中で、Aブロックにア、イ、ウという3人の事務の方がみえたら、アという人が、給食に関する事務を一切この人に、3校分なら3校分全部この人が、給食のやつやりますよ。そのかわり、何かいろんな連絡に対するものに関してはイという人をお願いしますというふうな、そういう分け方ができるということですか。

○教育総務課長

それもできるということです。

○教育総務課長

はい。先ほど言ったこと全てにおいてどこまでされるのかっていうのもあるのですが、いずれにしろ兼任辞令を出すのが前提で、一応、所属校はありますが、そういうこともできるので、必ずしも最初からそれまでやるかどうかはともかくとして、できるというところまでつくるということです。

○委員

すいません。この4つに、A、B、C、Dに分けたその根拠というんですか、人数や地域性等いろいろあると思うのですが、この4つはどのようにして分けられたんですか。

○教育総務課長

正直言って、これは市教委の方の指導ではありませんので、うちで決めて、こうしなさいということではありません。事務さんのほうで話し合いを重ねて、一番合理的にやれることということで、これについては検討をお任せいたしました。我々は、これが一番事務さんにとってやりやすい、動きやすいものであるという理解をしております。

○委員

ちょっと細かいことでもいいですか。議案第2号を1枚めくると、そこに新旧対照表がありますね。この新旧対照表で、先ほどここを直すというところが、やはり23条の2というところの2番、旧のほうは事務主任は主事のうちから教育委員会が命ずるで、新が事務主任は主任のうちから教育委員会が命ずるですよね。これ、何か旧のほうが良いような気がするんですけども。

○教育総務課長

学校の事務主任、主任職ということなので。

○学校教育課長

事務主任ってのは、新城市からの補職辞令なんですけども、それは主任っていうものを県のほうからもらった人は事務主任になるっていうことです。

○委員

ちょっともう一回確認してください。おっしゃっていただける。

○学校教育課長

主事から主任に上がるんです。主事から主任に上がって、主任から主査、主査から事務長に上がります。事務主任というのは、補職辞令です。これは新城市が事務主任にするというのです。それは主任って県から言われた人を事務主任にしますのです。

○委員

事務主任と主任とは、どう違うのですか。

○学校教育課長

主任というのは、県のほうの辞令として出る、いわゆる給料の関係するものなんですけど、事務主任というのは新城の補職辞令で、これは新城市でどういう仕事をするかというのがあるんですけども、それに当てはまる人だと思うんですけども。

○委員

あ、そうか。私は主事があって、主査があって、事務長があって、主任というのがないもんが、それで新城市として主事の中から主任を補職しとるのかなと、そういうふうに解釈したので、そうじゃないんですね。

○学校教育課長

4つあります、県のほうに。

○委員

なるほど。それじゃ、これでいいです。

○学校教育課長

それで合ってます。

○委員

はいはい、わかりました。もう1個ね、さっき課長さんのところで、またそこから3枚めくったところで、議案第4号で、第5条中、課長、幼稚園長、及び校長という文がありますよね。これって幼稚園長でいいですか。

○教育総務課長

幼稚園長です。こども園の話をおっしゃっていますか。

○委員

そうです。

○教育総務課長

新城こども園っていうのは、例規上は幼稚園です。

○委員

それでは、これでいいというわけですよ。

○教育総務課長

はい。うちの言い方すると、あそこはこども園ですが、あれは名称でありまして、あくまでも教育のほうで言うと幼稚園です。

○委員

だから幼稚園長でいいんですね。

○教育総務課長

はい。

○委員

わかりました。

○委員長

ほかには、何かありますか。

学校事務推進委員会の位置づけなんですけど、ブロック長会にも教育委員会の事務局が入っているのが1つあって、その上に教育委員会とかあると思うんですけど、その間、学校推進委員会などは、どうなんでしょうかというか、ブロック長内で決められるものは結構推進していくと思いますし、さっき横串という話もしてましたけども、ほかの議案とか、議題であれば、それはその都度、例えば教育委員会事務局から提示したものが、例えばブロック長会で話されるっていうことでもいいのかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○教育総務課長

ブロック長会でいうと、いわゆる事務さんと教育委員会だけですから、その一番きっちりしないといけないのがやっぱり校長先生との関係でした。一応この組織としては、実際的には校長会との、いわゆる意思決定、一番最後にこれを新たなことをやる

ときに、校長先生、または校長会が知らぬまま進んでいかないようチェック体制という意味では、外部をつくるということで、この学校に推進委員会というものをと思いました。ただ、そういう組織をつくるのだったら、ついでにいろんなこともやったほうがいいんじゃないというのがありました。

○委員長

あるときブロック長会の中でそういう、いわゆる学校を跨いでいろんな情報処理をする中で、校長先生とやりとりというのが必ずあるはずなんですね。それ以上のことがそこに必要なかどうかということで、ちょっと質問させてもらいました。

ほかには。

○委員

よろしいですかね。2点、そのブロック会のこの図の中に、本務校の校長は、所属事務職員に対し、本部校での旅行命令を行います。えらい手間じゃないですかね。どれぐらいの関係性なのかなっていうふうに思ったんですけど。兼務校ですよ。兼務校に行くときには、やっぱりそうやって、一々校長先生も旅行命令を出していただかないと難しいんですか。

○委員

そうです。

○委員

そうですか。

○委員

ちゃんとそうやっていかないと旅費が出ません。

○教育総務課長

手続はやってもらいます。そうは言っても、しょっちゅう行くわけではないと思います。ただ月に1回は会議を行うと言ってますし、それから例えばブロック長であれば呼ばれたら行かないといけないのですが、そこに所属してる本部校の校長の許可得ぬまま、勝手に履行するというのはよろしくないと思います。形としてやはりこういう系統を取る必要があると思います。

○委員

例えば、黙って行って事故があったときに、大変な問題になりますよね。だからそういうことで、必ず決裁を得て行くというのが大原則だと思うんですけどね。それとさっき言ったような旅費のこともあるし。

○委員

トラブルになったから急いで来てくださいみたいな、そういうパターンのときとかに、ちょっと間に合うのかなと思うのですが。

○委員

それは電話連絡とかで十分可能だと思います。

○委員長

あと情報を共有するので、コントロールとか管理の部分は1つ押さえておかなけれ

ばならないかなと思うんですけど。

○教育総務課長

今回、一応上程に当たって、初稿は事務さんのほうから出していただきました。そのままではちょっと問題がいろいろあったものですから意向を受けながらうちのほうでは事務局の担当としてこういう形にしております。この内容については事務の代表は納得をして、これでいいということで、調整をした後であげさせていただいており、一方的にこういう形をとっているわけではありません。新城市立小中学校事務ブロック組織運営要項というお手元にペラのものがあります。案という形で出させていただきました。本日、この議案等が通りましたら、これは教育長決裁になるもので、今後どういうふうにもってくかということのを要項で定めていくというものであります。その辺また、形がはっきりしてないものですから、今後この要項で少し動かしていただきたいなというふうに思っております。実際のところ進んでみるといろんな問題が出てくるものですから、出てきた都度、またこちらの委員会のほうへ御相談をしながら実際に動きやすい形にするとともにやはり目的としては、事務さんとの合理化もそうですし、前向きな意欲をすごく感じるものでありますので、是非これは進めていきたいなというふうに思っています。

○委員

もう1点いいですか。今、課長さんが言われたようなそういう趣旨でできてきたのかなということとは理解できるんですけども、やはり学校のこと単独で言うと、その中の校務分掌というのがあって、事務さんをお願いするようなこともあるんですよね。それと今度、ブロックの仕事というのがあるもんですから、もしそこのところで所属校長との連携をよくとってやっていかないと、例えば、それブロックのほうの仕事で忙しいからその校務分掌は受けられませんというふうになってしまうと、所属校長としても非常に困ってしまうものですから、よく連携を取り合ってやってもらいたいなということを強く思います。実際に運用してみないとちょっとわからない部分もありますけども、はい。以上です。

○委員長

はい。そのほか、よろしいですか。

日程第3 議案

それでは、2号議案から3号議案、4号議案、5号議案、一括でとりあえずこれに関しまして、賛成の方は挙手お願いいたします。

(挙手全員)

はい、全員賛成です。

続きまして、第6号議案 新城市公民館分館長の任命について、生涯学習課お願いいたします。

○生涯学習課長

よろしく申し上げます。

次に、第6号議案としてお願いするものです。

例年3月の教育委員会会議で審議をお願いしている、市の公民館分館長の任命をお願いするものです。名簿が裏についておりまして、全76地区の分館長をお願いするものでありますが、菅守と協和の館長さんが、行政区の総会の日程が3月末ということで、本日お名前の報告がまだ届いておりませんので、その2館については、4月の教育委員で御報告する形で本日御承認いただくということで対応お願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長

そのほかございますか。

○委員

今のことですけど、実際には分館長という名前ではなくて、生涯学習委員とかいう名前でした。

○生涯学習課長

はい、それに変えていくとすっきりするということで、建物ときっちりわけるとイメージ的に切り離せるので。

○委員

はい、わかりました。

○委員長

よろしいですか。

それでは、第6号議案 賛成の方挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、全員賛成です。

続きまして、10号まで全部一括でよろしいですか。

では、7号議案、8号議案、9号議案、10号議案、文化課の御説明よろしく願いいたします。

○文化課長

まず、第7号議案でございますが、新城市文化財保護条例によりまして、文化財保護の審議会委員は、教育委員会が任命する10人以内の委員で組織し、任期は2年で、再任を妨げないとなっております。

今年度の委員の切りかえ時期となりましたので、平成26年度から2年間の新しい委員の任命についてお諮りをいたします。委員の候補につきましては、次のページの委員名簿をご覧いただきたいと思っております。ご覧の6名の皆さんでございます。全員再任となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長

説明をとりあえず10号議案まで申し上げます。

○文化課参事

続きまして、長篠城址史跡保存館運営審議会委員の委嘱についてお諮りいたします。

この3月31日でもって任期切れになりますが、引き続き同じメンバー5人ということで、26年4月1日から28年3月31日までの2年間、お願いをするものであります。

ちなみに、何期目かということですが、上から言っていきますと、梶村辰男さんがちょうど5期目、梶村史磨さんが2期目、熊谷昇吾さん及び齋藤彦徳さんが5期目、鈴木孝行さんが3期目でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○文化課参事

続きまして、第9号議案ということで、鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱についてお諮りしたいと思っております。

長篠城址と同様に2年の任期がこの3月31日に迎えるということで、平成26年、27年度の委員についてのお願いでございます。開いていただきましたところに、名簿がございます。7名の委員の方をあげております。いずれの方も再任になります。

続きまして10号議案になります。鳳来寺山自然科学博物館学術委員及び顧問の委嘱についてでございます。こちらにつきましても、任期2年ということで3月31日をもちまして任期が終了いたしまして、平成26年、27年についてお願いしたいということで、1枚開いていただきますと名簿がつけてございます。学術委員が18名、顧問が3名ということで、いずれの方につきましても再任ということになります。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、7号議案から何か御質問、御意見ございましたら。

○文化課参事

済みません、訂正です。

運営審議会委員ですが、先ほど7名と言いましたが、1名空欄になっていまして6名でございます。訂正いたします。

○委員長

9号議案ですね。9号議案は7名が6名ですね。

それでは7号議案から、御質問承りますが、何かございますでしょうか。

○委員

実際にはこの方たちは、どの程度の活動というのか、会議が何回あって具体的にどのような動きをしているのか、そういうのはどうなんでしょう。

○文化課長

文化財保護審議会につきましては、年に3回ほど。

○委員

これは、年に3回。

○文化課参事

はい。長篠城の史跡保存館の審議会につきましては、年1回。あと、必要に応じてやるようになっていますがそういったことはほとんどございません。

○委員

年に1回だけですね。

○文化課参事

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会につきましては、年に1回です。そして、学術委員及び顧問ですが、まず、学術委員及び顧問につきましては、年1回の総会で全員がそろいます。そして、学術委員につきましては、大体秋になりますけども、全員そろいまして、次年度の事業の計画を審議したり、それからその年度の途中でもありますので、事業計画等について協議をしたりします。その他、学術委員につきましては、博物館の教育普及活動ということで、野外学習会だとか、それから特別展の指導、それから子供向けの講座とかいったこと、それから、展示等についてのいろいろ指導をしていただいております。

○委員

はい、ありがとうございます。

○委員長

7号、8号、9号、10号それぞれ御質問があれば承ります。

特にございませんか。

それでは、一つずつ、第7号議案 新城市文化財保護審議会委員につきまして賛成の方、挙手お願いいたします。

(挙手全員)

○委員長

はい、全員賛成です。

続きまして、第8号議案 新城市長篠城址史跡保存館運営審議会委員に賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長

はい、全員賛成です。

第9号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員の委嘱について、こちらの議案賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長

はい、全員賛成です。

第10号議案 新城市鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員及び顧問の委嘱について、賛成の方挙手にてお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長

はい、全員賛成です。

ありがとうございました。

続きまして、第11号議案 新城市スポーツ推進委員の任命について、スポーツ課
お願いいたします。

○スポーツ課係長

はい。課長が不在のため係長のほうから説明させていただきます。

よろしく申し上げます。

第11号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱についてということで、任期が2年
になっております。26、27年度の2年間の任期で40名以内ということで実際
には32の方が候補となっております。1枚はねていただきまして、推進委員の数が
32名、そのうち新城が20名、鳳来が8名、作手が4名ということで、32名のう
ち26名の方が再任、6名の方が新人ということでございます。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、新城スポーツ推進委員委嘱について御質問がある方お願いいたします。

これも先ほどと同じように活動としては、年にどのぐらいの頻度か教えてください。

○スポーツ課係長

主催行事が、子供スポーツクラブというのを年9回実施しております。それから、
つくしんぼうスポレク祭と市民歩こう会をスポーツ推進委員主催で開催しております。
それから県のスポーツ推進委員の研修会、東三の研修会、東海4県の研修会というこ
とで、三重、静岡、愛知、岐阜の中で当番制で毎年2日間行われております。それか
ら会長、副会長は、全国スポーツ推進協議会の大会のほうにも出席しております。主
なもの以上でございます。

○委員長

はい、ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。よろしいですか。

御質問がなければ、第11号議案 新城市スポーツ推進委員の委嘱について賛成の
方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○委員長

全員賛成です。ありがとうございました。

日程第4に移る前に、5分ほど休憩で申し上げます。

(休憩)

日程第4 協議・報告事項

○委員長

それでは再開をします。

日程第4 協議・報告事項(1) 3月定例会市議会の概要について、教育部長お願い

します。

○教育部長

それでは、私から3月の定例会市議会の概要を御報告申し上げます。

3月の市議会につきましては、2月26日から3月20日までの会期23日間で行われました。付議された案件といたしましては、全部で92案件市長提案のものがございました。専決処分事項の報告案件が1件、条例の案件が35件、補正予算案件が9件、当初予算案件が33件、財産譲渡が2件、人事案件が6件、工事請負契約が2件、その他4件ということで合計92件ございました。

そのうち、教育委員会の関係をする議案といたしましては、全部で七つございまして、まず、一つは地域文化広場の設置管理の条例があります。これは料金の改定であります。この4月から消費税及び地方消費税の税率が改正されますので、それに伴う使用料の改定であります。

2点目といたしまして、作手のリフレッシュセンターの設置管理条例の一部改正を行いました。これも先ほどの地域文化広場と同様でございます、消費税率の引き上げに伴う使用料の改定でございます。

それから3点目といたしまして、公民館の設置条例の一部改正、これは鳥原公民館を地元の協議が整いまして、移管をするということでございます。移管をするに伴いまして、この条例から削除をするというものでございます。

4点目、新城市教育・スポーツ・文化振興基金の設置及び管理に関する条例の制定であります。これは新しい条例をつくりました。これは地元にも市内に工場がありますOSG株式会社から1,000万円の御寄附をいただきました。それでこの基金をつくりまして、今後活用をさせていただくというものでございます。

5点目といたしまして、これは25年度の一般会計の補正予算第5号になりますけれども、その関係です。一般会計補正予算の総額といたしましては、5億1,000万ちょっとの減額の補正でございます。基本的な観念といたしましては、先ほどの教育・スポーツ・文化振興基金の積み立てのため予算としての1,000万円、あとは、小学校の施設の緊急修繕として300万円余の予算の計上をいたしました。それが主なものでございます。

6点目といたしまして、これは26年度の新城市の一般会計予算であります。一般会計予算の総額は、226億8,200万円ということで、前年度に比べてプラス1.1%となっております。そのうち教育費は17億715万7,000円、これは昨年と比べますとマイナス4.7%です。額にして8,350万円ほど減っております。これは25年度に文化会館の空調の設備の更新が、これが2億7,000万円余ありました。これがなくなったことが減額の大きな要因であります。ですので、教育費全体として8,300万ほどの減ですが、文化会館の空調が2億7,000万円余ありましたので、それを比べますとほかの関係経費というのは、むしろふえておるといように見ていただいても結構でございます。特に、学校関係経費につきましては、昨年度と比べまして増額をかけておるところでございます。

それから最後7点目でございますが、教育委員の任命の関係です。委員長の関係でございます。委員長が再任されたということでございます。

これらいずれも可決を見ております。

それから、あと一般質問でございますが、まず、この3月議会は市長が予算大綱説明を議会の冒頭行います。あわせて教育長の教育方針説明が行われます。予算大綱説明、教育方針説明を受けて、各議会の常任委員会の代表者委員長が代表質問を行います。まず、厚生文教委員会の委員長、中西宏彰議員からの質問で、教育方針についてということで、教育基本法を読む会、読む機会の具体的な取り組みの方法と効果についてどうだという質問をいただきました。これにつきましては、より日本の教育の原点を確かめ、国の教育行政の動向に適切な判断を持ってもらうために現在進められている教育委員会制度の改革その推移に対しまして意見を発していただき、教育の中立性、継続性、安定性が担保される改革を望んでおるそういった思いを込めて、この教育基本法にいま一度立ち戻りしっかり読んでいただく機会を持っていくということでございます。

それから共育についてで、担い手育成のための地域教育にどう取り組むのかということでございますが、共育は地域に根差した地域教育そのものであると。市内全校で地域教材である「新城の三宝」を扱って、学校と地域との相互交流を現在活発に行っている。この取り組みをさらに充実するために学校に共育空間を設けて、そこで地域の老若男女がともに過ごし、ともに学び、ともに育つ活動ができれば非常によいというふうに考えている。地域の先輩である大人がいかに子供とともに生活、スポーツ、文化活動にいかに関わられるかというのが、今後の大きなポイントであるという答弁をしております。

それから学校再配置について、これは北西部地区の経緯と今後の予定について聞かれました。これにつきましては、これまでの経緯、今後の予定等を答弁をしております。それに伴いまして、閉校をした校舎の再利用と処分についても聞かれました。これにつきましては、地元の意向を尊重しながら最終的には全市的な視点で検討をしてみたいという答弁をしております。

それから子供たちの体力づくりについて質問をいただきました。スクールバスによる通学というのは、どうしても歩く距離が減ってしまって体力の低下とか肥満が懸念されます。そうならないためにも、学校において十分な運動や遊びなどの活動ができるように、地域の力にもお願いをしながら学校生活の工夫や放課後の児童対策を講じてまいりますという答弁をしております。

それから、防災委員会の設置をされておるわけですが、その効果について聞かれました。これにつきましては、生徒の防災、減災意識も高まり、受け身の姿勢から前向きな姿勢へと変化をしてきておりまして、危機対応能力も向上しているというふうに捉えておりますという答弁をしております。

市民スポーツの充実に関する質問もいただきました。今後、健康スポーツ振興計画を策定をしまして、一層の市民スポーツの充実振興を図ってまいりますという答弁を

しております。以上が中西議員からの質問でございます。

それから滝川健司議員からも質問をいただきました。これは観光施策に絡めて、DOSの地域再生事業について質問をいただきました。DOS事業は年々盛況となってきております。今後は新東名の開通によりさらなる発展が期待ができます。この取り組みを強力に推進する組織について26年度にその推進組織を検討をし、27年度の組織化を目指しますという答弁をしております。

それから市民の環境理解への取り組みという観点で、博物館が行っておりますジオパーク構想や自然誌、来年度は地学編を発行を予定しておりますけど、その発行についての関連で質問がありました。新城の三宝の一つである恵まれた自然環境を実際に見て、触れて体験するということは、環境理解に対して最善の方法であると思っております。ジオパーク構想への狙いも大地の営みと人間の生活を考察するところにあるというものでございますという答弁をしております。

自然誌地学編につきましては、多くの市民の方々にお読みいただきまして新城のジオに詳しくなることも、ジオパーク構想の実現にとって非常に大切なことであると思っておりますという答弁をしております。

以上が代表質問でございました。

通常の個人質問にその後移りまして、まず、山崎祐一議員から新東名、新城インターの開通に伴う諸課題についてということで、野田城址の文化財的な意義と観光開発についてという質問であります。野田城跡の文化財的な意義は大きく二つあります。一つは歴史的な意義、新城の野田城ならではの伝承が戦国ロマンをかき立てるそういったもの。それからもう一つは、景観的な意義があります。連郭式と言われる城跡であり、県教委も県下でも保存状況の良好なものの一つであり、連郭式の遺構を今に残す貴重な遺跡というふうに評価をしているところであると。文化財保護という観点、それから史跡を活用するという観光の観点から、今後も地域の有志の方々と協議をしながら整備を進めていきたいという答弁をしております。

次に、鈴木達雄議員から学校の共育環境の充実について質問をいただきました。学校を拠点として子供とPTA、地域住民がともに過ごし、ともに学び、ともに育つ、共育活動を展開をすれば人と人のネットワークが広がり地域の活力につながります。この共育環境を充実させるためには、まず、学校に活動する場所を確保することが必要である。次に、その活動の内容と構想を企画をする人材が必要であると、そういった人材が学校と地域双方に必要であると。当面は教頭先生に共育コーディネーターをお願いしまして、地域の諸団体の窓口となって授業日や土日の共育活動を展開をしていきたいと。将来的には地域に、例えば共育運営協議会のような組織をつくっていただき、地域総ぐるみの共育体制ができることを理想としておりますという答弁をしております。

学校を拠点とする共育活動で、子供や保護者、ほかの地域の住民との交流が生まれ、より広い範囲で活動やネットワークが可能となり、一人一人が感動・創造・貢献の喜びを味わう機会も増えて、結果として地域の元気につながっていくものであると。明

治以来、学区民の統合学校への思いの強さによって、学校と地域の関係ができていております。学校統合をプラス思考で受けとめて共育環境をPCC T、これは、保護者、子供、地域、学校でつくり出していただきたいと。地域の元気は学校の有無ではなくて、当該地域のPCC Tの共育活動の如何にかかっていますという答弁をしております。

達雄議員からもう一点、長篠・設楽原の戦いを主とする歴史資源の活用促進と価値を高める方策について質問がありました。保存館それから設楽原の資料館、作手の資料館の3館を発信拠点といたしまして、さまざまな企画を展開しています。また、奉賛会や設楽原を守る会などの地域団体との連携をして各種イベントを開催をして、地元の学校とも連携をして情報発信と集客につなげているところでありますという答弁をしております。

以上が一般質問でございました。

3月17日に予算決算委員会、当初予算の審議が行われました。教育費関係で4名の議員からそれぞれ質疑をいただきました。

まず、白井倫啓議員から作手の歴史民俗資料館の運営事業について、社会教育施設管理事業、これは青年の家、ちさと館、鳳来地区の玖老勢のコミュニティーセンター、海老の構造改善センター、大野の中央集会所、そういった社会教育施設でありますけれども、それらの管理事業についての質疑。

それから、学校給食の安全対策事業について質疑をいただきました。

小野田直美議員からDOSの地域再生事業についても質疑をいただいております。

共産党の浅尾洋平議員から、木の香る学校づくり推進事業、穂の香看護専門学校の体育施設の管理事業について質疑をいただきました。あそこはこの4月から開学をいたしますが、体育館がございます。それを市民開放をしていくという事業でございます。

それからもう一つ総合体育館の調査研究事業、この市民体育館が、これはもう条例上は市民体育館ではなくなっておるんですけども、新庁舎建設に伴いまして、取り壊しが行われると。市民体育館がなくなるということで、その後の市民体育館のあり方というものを今後も調査研究をしていくという事業でありますけれども、それに対する質疑をいただきました。

最後に山崎祐一議員から、またDOSの地域再生事業について質疑をいただきました。ともに、何とかこういったものの事業が地域の活性化につなげていく手法についてどういうふうを考えているのかという質疑でございました。

議会の関係は以上でございます。

それから、この議会が先週末3月20日に終わりましたが、最終日にはこの市の職員の人事異動の内示が発せられます。お手元に資料配付させていただいておるかと思っておりますけれども、教育委員会の関係の人事異動の内示をお配りさせていただいておりますので、また後ほど目を通していただければいいと思います。

以上です。

○委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、3月定例会市議会の内容について、何か御質問ありましたらお願いします。

○委員

今年というか、来年ぐらいからボランティアガイドの育成講座を始めようかなんていうことを観光課の関係で伺ったんですけれども、おもてなしのスキルということであれば、観光課でやられればいいのかと思うんですけれども、歴史のことであったりとか自然のことであったりというふうなことっていうの、おもてなしにふさわしい知識というのは、博物館ですとか資料館ですとかそういうふうなところが一番蓄積があるんじゃないかと思えますし、活用したい資源だなというふうに思えます。今、チラシをお互いに置いたりとかはもちろんされてるとは思うんですけれども、是非、講師ですとか、そういうふうなことで協力しあえるようにしていただいて、もちろんDOSもなんですけれども、やっていただいて観光課の事業の方もはずみがつくように協力いただければ嬉しいかな、これは私の勝手な思いですけれども、連携していただけると質の高いものになっていくなと思えます。

○教育部長

今の御提案、非常に大切な視点でございます。今、教育委員会が所管をしておる歴史文化の関係、自然環境の関係というものは、どうしてもやはり学術的な部分にスタンスを置いておりますが、やはり、広く皆さんに知っていただき勉強していただくということもそれぞれの施設の目的の一つでございますので、それと、先ほどもちょっと触れましたんですけれども、議会との議論の中で。要は、そういった地域資源が新城市にとって大きな財産であり、今後ともそれを基に情報発信をしていかなければならない。それで人が呼べるものが今できつつあるわけでありますので、これを利用しない手はないということで、非常に専門性が求められる領域になりますので、人材も限られてはおりますが、可能な限り協力をしてやっていくという考え方でおりますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長

そのほか、何かございますか。

よろしいですかね。もしありましたら、また。

それでは、(2)私立高等学校等授業料補助金交付要綱の改正について、教育総務課お願いいたします。

○教育総務課長

よろしくお願ひします。

この件につきましては、前回の委員会のほうで御説明をしてあります。私立高等学校の補助金の4月以降の改正という形であります。今回、あのときに最後に申しましたように、新1年生の改正であって、今度の2年生、3年生はどうなるかということまで書き込んでなかったものですから、それについて訂正をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、一番下のところ附則の2項であります。改正後の別表

第1及び第2表の規定は、平成26年4月1日以後に高校、専修学校、職業訓練校に入学し、在籍する対象生徒について適用し、同日前に私立高校、専修学校、職業訓練学校に入学し在籍する対象生徒については、なお、従前の例によるということで、この新しい表については、新1年生のみという附則に変えさせていただくということで今後改正をさせていただくということになりますので、よろしくお願ひします。

○委員長

前回のところを埋めていただきました。

ほかに何か御質問あれば、特によろしいですか、ないでしょうか。

はい、それではありがとうございました。

続きまして(3)共育啓発カードの配布について、生涯学習課お願ひいたします。

○生涯学習課

よろしくお願ひいたします。

教育委員には、机上のほうにカードの実物がお配りしてございます。本日の午前中納品がありましたのでお配りしました。

昨年の秋に各戸に配布しました共育のポスターを基にして、さらに啓発を進めるためにカード化して、今回このカードを作成いたしました。配布につきましては、新年度になりまして各学校の児童、生徒、先生方、予算の関係がありまして枚数が制限があるんですけども、市の職員にも配布をしてなるべく携帯していただけるような形という形でカード化をして作成をいたしました。表面はポスターをそのまま活用して、ちょっと活字を大きくしたりしてなるべく見やすいように、カード紙面の範囲内で工夫をいたしました。裏面は共育の考え方をちょっとコメントを入れてという形で、裏面をおさめさせていただいております。

以上です。

○委員長

はい。どこに入れたらいいですか。

○生涯学習課

免許証。クレジットカードと一緒に、お願ひいたします。

○委員長

それでは、協議・報告事項何か全体でありますか。

日程第5 その他

○委員長

それでは、日程第5 その他に入ります。

(1)平成26年度教育委員会会議の日程について、教育総務課お願ひいたします。

○教育総務課長

はい、お願ひします。

最後のページのところに、来年度の予定という形でつけさせていただいております。ただ、これについてはあくまでも日程についても変更、または会場については変更は

今後あるかと思えます。特に、ここの場所の関係がありますので、今のところ夏ぐらいにはということで予定を、若干鳳来のほうの名前も後半は入れてあります。これについては、ちょっとまだ確定をしておりませんので、確定次第またお知らせをしたいと思えます。

毎年、夏に作手にということで行っておりますが、最近暑うございますので、作手も夏に行ったからということはないものですから。むしろ、今度8月は設楽原の資料館でエアコンのあるところで、あえて教育施設をたまには行ってもいいんじゃないかということで、8月についてはこれはもう設楽原歴史資料館でやろうかなと。

ただ、11月に日程ありますが、10月か11月に涼しくなって作手に行くのもいいのかなと。紅葉がちょっとするぐらいになって、作手に上がりたいなということで、また考えていきたいと思えます。

一応、予定としてこういうふうに上げさせていただきました。

以上でございます。

○委員長

とりあえず、4月24日の木曜日ですね。

○教育総務課長

今回はそういうことです。

○委員長

これは最後にまた調整します。

(2) 児童・生徒の忌引きの扱いについて、学校教育課お願いします。

○学校教育課長

以前3月14日の臨時の教育委員会会議に話ししました、曾祖父母の喪についても1日ということで、学校の方にも連絡しておりますし、必要があれば適用することによって進んでおりますので御承知おきください。

以上です。

○委員長

よろしいですかね。臨時教育委員会の際に御説明申し上げたとおりでございます。

それでは、(3) 25年度末退職者への感謝状贈呈式の件につきまして、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

お願いします。

これも以前お手紙で御連絡させていただきましたが、3月31日月曜日、この場所で、午前11時から行います。対象者は19人となっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長

はい。

それから(4) 26年度教育委員会辞令交付式、教育総務課のほうお願いいたします

す。

○教育総務課長

はい。4月1日火曜日午前8時20分から、この場所体育館第1会議室の方で例年どおり交付式を行いますのでよろしくお願いいたします。あわせて、(6)のほうで御説明します。教育部の歓送迎会が恒例のように4月1日にあります。今度は、生涯学習課の方が当番になります。午後6時、清月というふうに予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長

(5) 26年度発令通知式・補職辞令交付、学校教育課お願いします。

○学校教育課長

お願いします。

これも既に文書でお願いしてありますが、4月1日この場所で10時半から行いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長

はい。スケジュールとしましては、31日、1日とたくさんございますが、一番出たい歓送迎会に出られなくて済みません。

このスケジュールについてはいかがですか、御質問ありますか、よろしいですか。

それでは、次回定例会議先ほどのスケジュールにあったとおり、4月24日の木曜日に。

○委員

済みません。ちょっとお願いがあるんですけど、もしよろしければ、連絡網を作っていただきたいと思います。以前に一度だけいただいたんですけど、新しい方も入ってこられますので、作っていただければありがたいです。

以上です。

○委員長

はい。

それでは、次回の定例会議ですが、4月24日木曜日の午後2時半ということで、ここの会議室で行います。

今回も研修会をやっていないものですから、次回はということで。

結局、懸案なのは部活動のことが一つ。それから、そうですね、原田さんのということで。その2件を一応予定して。

○委員

今日のこれは。

○委員長

これも一緒、その時ということでよろしいですかね。

研修会は1時半です。

○委員

こども未来課の会議に出せていただいているんですけど、子供どうしの関係で児童クラブの方のどれぐらいキャパが必要かっていう、今、量の話をしてるんですけども、今の形でいくと児童クラブの定員もこれぐらいは必要だよっていうふうなことをアンケートを基にいろいろ足したり切ったり割ったりしながら観察するっていうことなんですけども、アンケート見ていただくとわかると思うんですが、児童クラブなのか、放課後子供教室なのかっていうふうなことがさっとまとめてあるんですよ。その辺わかってない方もみえると思いますし、実際には、就労の状況とかそういう中で、もう少しきちんとこちらで事務局のほうで計算してもいいんじゃないかなど。それが児童クラブの場合と、放課後子供教室の場合と全く違ってくると思うので、そこはどのような形をとっていいかということで、パターン三つぐらいは作ってこちらで用意しておくというふうなことも必要かなと思ってます。放課後子供教室を導入するかどうかっていう話もあるのですが、向こうの方ですぐ数という形で厚労省のほうに出していく数字ができてしまうので、こちらとしてはこういうふうなものも数字を持ってますというのを用意していただけると、協議していく中で、こども未来課の担当もその辺のことよくおわかりだと思えるので、用意ができないかなという気がするんですけども。

○教育部長

放課後児童対策につきましては、先の3月議会でもいろいろ議論がありました。ただ、現状では、いわゆる民生サイドの福祉サイドの児童クラブが一つ走っておるという事実が一つあります。先ほど委員がおっしゃられました文科省サイドの放課後子供教室っていう制度を国において二つの制度があるわけでありですね。新城市のこれからの放課後児童対策をどういうふうに持っていくのかというのは、やはり、しっかり検討をしないといけないという認識は強く持っております。教育委員会としても放課後児童対策の対象となるのは小学生の児童でありますので、教育分野の方で一つそういったものをやるというのも考え方の一つなんですね。

ただ、今までこども未来課のほうと教育委員会との協議が余りなされてなかったという部分はあるのですが、現行制度、児童クラブというものが走っている以上、それを無視して教育委員会サイド独自でもう一つ制度を立ち上げるというのは、新城市として同一のターゲットに対して二つの制度を走らせるというのは、これはおかしい話になってしまうものですから、今後検討していかなければならない。過去においても、その検討はされた時期が一度ありました。ですが、途中でとまったんです。なぜとまったかというのは、厚労省の制度いわゆる子供を措置をするというスタンスに立った制度なんですね、児童クラブというのは。それと、文科省の放課後子供教室っていうのは、措置という概念は全然抜きにして、いわゆる教育というところにスタンスを置いた事業なんですね。それをどういうふうに関係を見出して一つにするのかという部分で、行き詰まったというのがあります。なぜ行き詰まったかという、なんでかで国の二つの制度があるどちらかに何とか乗れないかというのを前提にして検討を進

めておったがために、塞がってしまったんですね。八方塞がりみたいな形になって前に進めなくなったという経緯が過去にありますので、国の制度は制度としてあるのですが、ちょっとそれを横に置いて、いわゆる新城版の子供対策っていうようなものまずゼロベースで考えて、いろいろこんなふうにしていったらいいだろうという方向性がだんだんとできてきたら、そのときに、せっかく国の制度があるんだから乗れないかね、乗ればそれはそれでよしなもんですから、そういった思考の仕方というんですかね。そういったものをちょっと変えていかないと、先に進まないのかなという考えを持っております。

ただ、いずれにしてもこども未来課との協議というものをしていかないと先に進めないもんですから、教育委員会サイドから向こうの尻をたたいておるところであります。

最近になりまして、担当の課長のほうからの早々にそういった協議の場、検討会というそういったものを持ちたいから教育委員会も協力をお願いしますというような言葉をいただいておりますから、恐らく、年度明けてからの早々の時期になると思いますけども、そういうふうに行っていくのかなというふうには思っています。

それと、今委員が所属されてみえる子供子育て会議とのこの議論、そのベースには、こども園の基本構想基本計画というのがあります、もっといえば次世代の支援計画っていうものもあるというようなものがいろいろあるもんですから、そういったものとの整合性というか、考え方をしっかり継承をしていくという部分も視点を落とさないようにしながらやっていくというような形になると思いますので、年度明ければその辺の具体の役所の中の動きっていうものが始まるはずでありますので、御承知おきいただきたいと思っております。

○委員

はい、ありがとうございます。

○委員長

是非、せっかくこども園を作ったので、そのステップその次の上のところもそういう合体していくんですね、っていう形でやりたいですね。

○教育部長

そうですね。

もう一つつけ加えるのであれば、今教育委員会は共育という概念を掲げてやっております。その放課後子供対策という事業が各学校を核にして、拠点にして展開ができれば、共育をもっと活動を推進をしていくという大きな一つになり得るのではないのかなという半ば期待を持っておるといふ部分もあります。

行政側がある制度を作ると、どうしても画一的に全部ばっと網をかけるということを考えるもんですから、そうすると大上段に最初から構えるっていうなかなか第一歩が踏み出せないというか、きちんと進むわけではないという部分があるもんですから、それも今後の検討の一つにはなると思うんですけども。全部をとにかくそろえて、さあ、みんな、せーので一斉にスタートしましょうということではなくて、モデル校

みたいなものをつくって検証しながらやっていくというのも一つなのかな。それがいわゆる小学校の統廃合をやっております。そういった動きとも絡めていくということになると、すごく広がりを持っていけるという取り組みになるのかなという気がしておりますので、またその辺しっかりやらさせていただきたいというふうに思います。

○委員長

よろしいですか。

今の件は教育委員会の中でまた話をする機会があると思います。

○教育部長

委員の方のいろんな研修が、そういったもののテーマの一つに十分なり得ることだと思いますので、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

全体通してよろしいですか。

今回は、4月24日研修会が1時半、定例会が2時半です。

これをもちまして、3月の定例教育委員会会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記